論　説

民事訴訟における必要的請求併合のルール（１）
ーミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心としてー

小　松　良　正

1　序論
2　ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
　1　1963年のミシガン一般裁判所規則（GCR）203第１項
　2　1985年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項
　3　1999年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項
3　判例の概観
　1　1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項（以上本号）
　2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項
4　必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
5　結語

1　序論

わが国の民事訴訟における訴訟物理論（訴訟対象論）については、これまで多くの見解が主張されている。まず第一に、民事訴訟における審判対象としての訴訟物とは、個々の実体法上の請求権（権利）であるとする見解が主張され、現在でもわが国の実務を支配していることは周知のとおりである（旧訴訟物理論）[(1)]。これに対して、第二に、旧訴訟物理論によると、社会的に単一の紛争が実体法上の請求権により分断されることにより、紛争解決の実効性が図れないこと、また旧訴訟物理論が採用する訴えの選択的併合という概念自体が、そもそも実体法上の請求権ごとに訴訟物が存在するとする旧訴訟物理論の前提

(1) 旧訴訟物理論を採る学説として、中村英郎・新民事訴訟法講義112頁（成文堂、2000年）、伊藤　眞・民事訴訟法〔第４版補訂版〕199頁以下（有斐閣、2014年）。

そのものと矛盾するとの観点から、民事訴訟における審判対象としての訴訟物とは、個々の実体法上の請求権（権利）ではなく、相手方から一定の給付を求め得る法律上の地位があるとの権利主張または受給権であるとする見解が有力に主張された（新訴訟物理論）[(2)]。そして、これらの二つの訴訟物理論のうちいずれの立場に立つかにより、訴えの併合（民訴136条）、訴えの変更（民訴143条）、重複訴訟禁止の原則（民訴142条）、及び既判力の客観的範囲（民訴114条）という民事訴訟法上の四つの重要な制度について異なる結論が導かれるものとされた。このような新旧両訴訟物理論間における論争を契機として、その後、訴訟物に関する多くの新たな考え方が主張され[(3)]、また同時に、上記の四つの民事訴訟法上の制度についても、なお訴訟物概念の一定の役割を肯定しつつ、各制度における立法趣旨や制度趣旨を検討して、各制度ごとに個別的に検討することの重要性が認識されるに至っている[(4)]。さらにその後、旧訴訟物理論を採用する実務の側からは、前訴と後訴との訴訟物が異なる場合であっても、後訴の提起が実質的に前訴の蒸し返しであると評価される場合は、そのような後訴を提起することは信義則に反し許されないとの判例理論が形成され、実質的には新訴訟物理論と同一の結論を導くに至っている[(5)]。

これに対して、アメリカの民事訴訟においては、既判力の対象としての請求

---

(2) 三ケ月章・民事訴訟法〔法律学全集〕101頁（有斐閣、1959年）、新堂幸司・民事訴訟〔第5版〕311頁（弘文堂、2011年）。

(3) 主な学説として、新実体法説、統一的請求権論、二分肢説等が主張され、さらに訴訟物概念の有用性を疑問視する見解等も主張されている。新実体法説について、奥田昌道「請求権と訴訟物」『請求権概念の生成と展開』313頁（創文社）、上村明広「訴訟物」『民事訴訟法ゼミナール』196頁（有斐閣）、統一的請求権論について、加藤雅信「実体法学からみた訴訟物論争」『特別講義民事訴訟法』121頁（有斐閣）、二分肢説について、松本＝上野『民事訴訟法』〔第7版〕188頁以下（弘文堂、2012年）、また、訴訟物概念の有用性を疑問視する見解として、井上治典「判決効による遮断」『これからの民事訴訟法』217頁（日本評論社、1984年）を参照。

(4) わが国の民訴法における訴訟物理論の詳細な評価については、中野貞一郎「訴訟物概念の統一性と相対性」民事訴訟法の論点Ⅰ20頁（判例タイムズ社、1994年）、高橋宏志「訴訟物」重点講義民事訴訟法〔第2版〕25頁（有斐閣、2011年）、山本和彦「訴訟物」民事訴訟法の基本問題79頁（判例タイムズ社、2002年）を参照。

(5) 最判昭和51年9月30日民集30巻8号799頁、同平成10年6月12日民集52巻4号1147頁。

（訴訟原因）とは、判例法上の訴訟原因（請求）分割禁止の原則ないし既判事項の原則を通して、同一の取引または事件を意味する[(6)]ものと広く解釈されてきた[(7)]。そして、ミシガン州においては、かなり以前から、この訴訟原因分割禁止の原則ないし既判事項の原則とは、原告が同一の取引または事件から生じた数個の請求を併合して提起しなければならず、前訴において併合提起されなかった請求に基づく後訴は、判決効により遮断されるとの、必要的請求併合のルールを意味するものであるとの見解が主張された[(8)]。そして、ついに、1963年に、ミシガン州では、この必要的請求併合のルールを明文化したミシガン一般裁判所規則が制定されることとなった。この裁判所規則は他州においても類例を見ない独自の規定を定め、原告は同一の取引または事件から生じた被告に対して有する数個の請求を併合して提起しなければならないと定めると同時に、被告が前訴において原告の請求の不併合に対して異議を申し立てないときは、必要的請求併合のルールは放棄されるものとされ、当該請求に基づく後訴の提起は遮断されないものと定めた。その後、この規定は、最初に1985年に改正され、必要的請求併合のルールの放棄の規定は、原告が単一の請求を数個の法的視点により分割した場合には適用されないと定め、異議の申立てがない場合の異議の放棄の規定の適用を限定した。そして、1999年の二度目の改正により、被告が前訴において原告の請求の不併合に対して異議を申し立てないときは、必要的請求併合のルールは放棄されるものとした規定が完全に削除され、

---

(6) アメリカの民事訴訟においては、既判事項との関係での請求（訴訟原因）とは、同一の取引または事件を意味すると広く解釈され、この見解は、実質的には原告が同一の取引または事件から生じた被告に対するすべての請求を単一の訴訟において併合することを要求されるルールを意味すると解されている。この点について、J.Friedenthal, M.Kane, & A. Miller, Civil Procedure 629（2nd 1993）を参照。

(7) アメリカの民事訴訟における判決効の概念について、浅香吉幹『アメリカ民事手続法』〔第2版〕147頁以下、特に151頁以下（東大出版会、2008年）を参照。

(8) *See* Blume, *Required Joinder of Claims,* 45 Mich. L. Rev.797－803(1947)；*See also* Shoplocher, *What is a Single Cause of Action for the Purpose of the Doctrine of Res Judicata?*, 21Ore.L.Rev.319(1943); Friedenthal, *Joinder of Claims, Counterclaims and Cross-Complaints: Suggested Revision of the California Provisions,*23 Stan. L. Rev. 11-14,37(1970);J.Friedenthal, M.Kane, & A.Miller, Civil Procedure 629 (2nd 1993).

純粋な必要的請求併合のルールが規定されることとなった[9]。

そこで、本稿では、まず第一に、1963年の一般裁判所規則、1985年の改正裁判所規則、及び1999年の改正裁判所規則における必要的請求併合のルールの規定の内容及び立法趣旨について検討することとする。そして、第二に、各規則の下において、裁判所が必要的請求併合のルールを具体的な事件においてどのように適用したのかをいくつかの判例の概観を通して検討することとするが、このうち1963年の一般裁判所規則の下における必要的請求併合のルールの具体的な適用については、すでに別稿で概観したので、本稿では、1985年及び1999年の各改正裁判所規則の下における判例の展開について考察することとする[10]。そして、最後に、以上に検討してきた必要的請求併合のルールが、わが国の民事訴訟理論に与える示唆、具体的には訴訟物理論、訴えの併合、訴えの変更、重複訴訟禁止の原則、既判力の客観的範囲、及び必要的当事者併合のルール並びに任意的当事者併合のルールとの関係等の問題に与える示唆について考察したいと考える。

2　ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール

1　1963年のミシガン一般裁判所規則（GCR）203第１項[11]

（１）必要的請求併合のルールの規定

ミシガン州最高裁判所により1961年12月１日に制定され、1963年に施行されたミシガン一般裁判所規則（GCR）は、規則203第1項において必要的請求併

(9) 現在、ミシガン州以外において必要的請求併合のルールを有する州として、ペンシルヴェニア州（ペンシルヴェニア州民事訴訟規則1020条）及びびニュージャージー州（ニュージャージー州民事訴訟規則403条）を挙げることができる。ペンシルヴェニア州民事訴訟規則1020条の必要的請求併合のルールについては、拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルールに関する一考察―ペンシルヴェニア州民事訴訟規則における必要的請求併合のルールの検討を中心として―」栂善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀『民事手続における法と実践』195頁（成文堂、2014年）を参照。

(10) 1963年のミシガン一般裁判所規則の下における判例の概観について、拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早稲田大学大学院法研論集36号147頁（1985年）、同「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（一）」国士舘法学19号141頁（1986年）を参照。

(11) *See* Michigan General Court Rule 203(1963).

合のルールを規定し、次のように定めていた[12]。

規則203第1項　請求（Claims）

訴答者が訴答送達の時点で相手方当事者に対して有するコモン・ロー上またはエクイティ上のすべての請求は、それらが訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三当事者の出廷を必要としないときは、それらすべての請求を訴状において陳述しなければならない。申立てまたは審理前協議において不適当な請求の併合または併合を必要とする請求を併合しないことについて異議の申立てがなされないときは、必要的併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実に争われた請求以外のものを吸合（merge）しないものとする。

この規定の前段は、原告が同一の事件から生じた数個の請求を併合しなければならないことを定め、後段は、当該前訴において併合を必要とする請求が併合されていない場合に、これについて被告が異議を申し立てなかったときは、必要的併合のルールが放棄され、併合されない請求に基づく後訴が認められる旨を規定している。

（2）制度趣旨

起草者は、この規則の目的について次のような指摘を行っている[13]。まず第一に、単一の紛争を一回の訴訟で解決するという要請を実現するために、これまでの単一の請求という法技術ではなく、同一の取引または事件から生じた数個の請求の必要的併合という法技術を採用することで、当事者が一定の状況の下で数個の請求を併合する義務があることを明確にしたことである。当事者がこの義務に違反した場合、前訴で併合されなかった請求に基づく後訴は、この併合義務違反に対するペナルティとして遮断されることになる。第二に、被告が前訴での原告の請求不併合に対して異議を申し立てないときは、必要的請求併合のルールは放棄され、同一事件から生じた請求に基づく後訴は遮断されな

---

(12) なお、第2項は請求及び反訴の任意的併合、第3項は共同訴訟人間請求、第4項は弁論の分離及び一部判決を規定する。

(13) *See* Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision,38MICH.BAR. JOURNAL 7 at 70(1959); *See also* HONIGMAN & HAWKINS,MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED 474－476(2d.ed.1962).

いと定めることにより、前訴での請求不併合に対する被告の異議申立ての有無によって、前訴の段階で請求併合の必要の有無が決定され、したがってまた前訴の段階で後訴の可否についての決定がなされるので、既判力の有する過酷な結果から原告を保護することができる、という点である[14]。

2　1985年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項[15]

（1）必要的請求併合のルールの規定

1963年に施行された上述のミシガン一般裁判所規則203第1項は、1984年8月1日に改正され、1985年3月1日から、新たにミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項として施行されることとなった。ミシガン裁判所規則2.203（A）項は、次のように定める。

ルール2.203　請求の併合、反訴及び共同訴訟人間請求

（A）項　必要的併合（Compulsory Joinder）

（1）　相手方に対して請求を陳述する訴答において、訴答者は、訴答書面送達の時点において相手方に対して有する請求が訴訟の主題である取引または事件から生じかつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三当事者の出廷を必要としないときは、それらすべての請求を併合しなければならない。

（2）　訴答、申立てまたは審理前協議において、不適当な請求の併合についてまたは併合を必要とする請求の不併合について異議が申し立てられないときは併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実に争われた請求のみを吸合（merge）するものとする。このルールはコラテラル・エストッペルに対して、または単一の請求について異なる法的視点（theories）に基づき再訴することの禁止に対してなんらの影響も与えない。

上述のように、1963年に施行されたミシガン一般裁判所規則203第1項の必要的請求併合のルールは、当事者間におけるすべての権利についての紛争を単一の訴訟において解決することができかつ解決することが適切であるような場

（14）拙稿・前掲注10早稲田大学大学院法研論集36号149頁以下、及び同・前掲注10国士舘法学19号141頁145頁以下を参照。

（15）*See* Michigan Court Rule 2.203(A)(1985).

合に、そのような紛争を単一の訴訟手続により解決するという要請から、原告が同一事件から生じた被告に対するすべての請求を併合しなければならないと定める。原告がこの必要的併合のルールに違反して前訴において同一事件から生じた被告に対するすべての請求を併合しなかったときは、前訴において併合されなかった請求に基づく原告の後訴は、請求不併合に対する帰責性を前提として阻止されることになる。と同時に、規則は原告にこのような請求不併合に対する帰責性が存在するだけで常に後訴が阻止されるとしているのではなく、原告に後訴の阻止という不利益を負わせるためには、さらに原告が前訴で併合を必要とする請求を併合しない場合に被告がその前訴の段階において原告の請求不併合に対して異議を申し立てることを要求している。したがって、規則によれば原告の後訴が阻止されるのは、原告側に請求不併合に対する帰責性が存在するとともに、被告側には前訴において原告の請求不併合に対して異議の申立てを行ったという要保護性が存在する場合である。規則203第1項は、このようにして原告の利益と被告の利益の調和を図ろうとしているものと考えられる[16]。

（2）必要的請求併合のルールの適用範囲[17]

ところで、この一般裁判所規則203第1項については、解釈上いくつかの問題点が指摘されたが、特に、この規則の適用範囲について判例上見解が分かれた[18]。まず第一に、規則203第1項の必要的請求併合のルールは、原告が被告に対して同一事件から生じた数個の請求を有する場合だけでなく、被告に対して同一請求についての数個の法的視点（theories）を有する場合にも適用されるとする見解が存在した。この見解によれば、原告が被告に対して同一請求についての数個の法的視点を有するにすぎない場合にも規則203第1項が適用されるから、原告がそれらすべての法的視点を提起せずかつ被告がその前訴でそれらの法的視点の不提起に対して異議を申し立てなかったならば、前訴におい

(16) 拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（二）」国士舘法学22号110頁（1990年）。

(17) *See* 2 J.Martin,R.Dean & R.Webster, Mich.Court.Rules Practice., Text2.203.1,at 29 (3d.ed. 1985).

(18) この点の詳細について、拙稿・前掲注16国士舘法学22号111頁及び138以下を参照。

て提起されなかった法的視点に基づく後訴は認められることになる。これに対して、第二に、規則203第1項の必要的請求併合のルールは、原告が被告に対して同一事件から生じた数個の請求を有する場合にのみ適用されるとする見解が存在した。この見解によれば、原告が前訴において同一事件から生じた被告に対して有する数個の請求を併合せず、かつ被告が当該前訴で請求不併合に対する異議を申し立てなかったときは、規則203第１項により前訴で併合されなかった請求に基づく原告の後訴の提起が認められる。これに対して、原告が同一請求についての数個の法的視点のみを有するにすぎないときは、同一事件から生じた数個の請求の存在を前提とする規則203第1項の規定は論理上適用されないことになる。したがって、原告が前訴において同一請求に関するすべての法的視点を提起しなかったときは、被告がそれらの法的視点の不提起に対して異議を申し立てなかった場合でも、規則203第１項の放棄の規定の適用はなく、前訴において提起されなかった法的視点に基づく原告の後訴は、通常の既判事項の原則により阻止されることになる。なぜなら、原告が被告に対して同一請求についての数個の法的視点を有するにすぎない場合にもまた規則203第１項が適用されるとすれば、被告は法的視点の不併合に対しても異議を申し立てなければならないのであり、そのような異議の申立てがなされないとすれば、わずかに異なる法的視点が申し立てられる限りで、被告は同一の請求または訴訟原因のための連続した訴訟の提起を受けるという不利益を受けることになるからである。また、請求不併合に対する被告の異議の申立て自体が効果的に機能していないこともその根拠として指摘された。なぜなら、被告はわざわざ原告に対して自己に不利となるような請求の存在を知らせるようなことはしないのであり、その結果被告がこのような異議を申し立てることは期待できない、と考えられるからである。以上の見解について、ミシガン州最高裁判所は、当初第一の見解を採用し(19)、第二の見解を採用した判例を支持しなかったが(20)、その後この判例を支持するに至り、新規則の制定に際して、規則2・203（A）項

（19）*See* Rogers v.Colonial Federal S.& L.Ass'n, etc.,405Mich.609, 275N.W.2d 499(1979). この判例については、拙稿・前掲注10国士舘法学19号169頁を参照。

（20）*See* Purification Systems,Inc.v.Mastan Company,88Mich.App.395,277N.W.2d335(1979). この判例については、拙稿・前掲注10早稲田大学法研論集36号161頁、及び同・国士舘法学19号163頁を参照。

(2) 号後段において、「このルールはコラテラル・エストッペルに対して、または単一の請求について異なる法的視点に基づき再訴することの禁止に対してなんらの影響も与えない」と規定し、Purification 判決[21]における原則を明文化した。もっとも、このような規定を採用したことにより、当初の一般裁判所規則（GCR）203第１項が目指した目的の一つ、すなわち前訴の段階であらかじめ判決の遮断効の範囲が画一的に決定されるようにして、原告が既判力により実体権を喪失しないようにするという要請がやや後退したことをもまた意味するように思われる。

（３）異議申立ての時期

旧ミシガン裁判所規則203第１項は、請求不併合に対する異議は、「申立てまたは審理前協議において」なされるものと規定していた。しかし、この規定によると、被告は事実審理の直前に申立ての方式により異議を行うことが可能となるため、原告は、併合されない請求を喪失するかまたは訴えを変更して最初から手続を始めなければならず、被告は訴訟戦術上時間を稼ぐことができるという結果を生じさせていた。また、審理前協議についても、それが常に開かれるとは限らないため、これを異議申立てのための期日として使用することはできない。このような理由から、新規則２・203（A）項（2）号は、請求不併合に対する異議は「訴答、申立てまたは審理前協議において」なされるものと規定し、新たに「訴答」においても異議の申立てができることを明記した[22]。

３　1999年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項[23]

（１）必要的請求併合のルール

1999年２月２日に改正され、1999年６月１日に施行されたミシガン裁判所規則2.203（A）項は、次のように定める。

---

(21) *Ibid*.

(22) *See* Needham, *GCR203.1:A Splitting Headache,*57MICH.S.B.J.842－847(1978). この点について、拙稿・前掲注16国士舘法学22号124頁、及び同「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（三）」国士舘法学24号32頁（1992年）を参照。

(23) *See* Michigan Court Rule2.203(A)(1999).

ルール2.203　請求の併合、反訴及び共同訴訟人間請求

（A）項　必要的併合（Compulsory Joinder）

相手方に対して請求を陳述する訴答において、訴答者は、訴答書面送達の時点において相手方に対して有する請求が訴訟の主題である取引または事件から生じかつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三当事者の出廷を必要としないときは、それらすべての請求を併合しなければならない。

（２）改正の理由

この1999年の改正規則について、改正委員会は次のような注釈を付している。すなわち、本改正規則（A）項は、不適切な併合に対して異議の申立てがなされない場合に、併合のルールが放棄されるものとした規定を削除した。この改正は、コモン・ロー上の既判事項の原則の適用を容易にし、かつミシガン州における訴訟手続を他の法域における訴訟手続とより一層一致させるために、ミシガン州法曹会により推薦されたものである、と指摘されている[(24)]。このように、必要的併合のルールの放棄を定めた旧規則2.203（A）項（2）号が削除され、旧規則2.203（A）項（1）号が、新規則のもとで規則2.203（A）項として存続することとなった。その結果、訴答書面において相手方当事者に対して主張した請求に適用される、なんらの制限も伴わない必要的請求併合のルールが規定されることとなったのである[(25)]。このように、改正規則2.203（A）項は、紛争の一体的な解決という要請から、原告が同一事件から生じた被告に対して有する数個の請求を単一の訴訟手続において併合しなければならないとする、いわば純粋な形での必要的請求併合のルールを採用したものと理解することができる。もっとも、本改正規則2.203（A）項が請求不併合に対する被告の異議の規定を完全に削除したことは、当初の一般裁判所規則（GCR）203第1項が目指した目的の一つ、すなわち前訴の段階であらかじめ判決の遮断効の範囲が画一的に決定されるようにして、原告が既判力により実体権を喪失しないようにするという要請が完全に後退したことをもまた意味するように思われる。

（24）*See* 78 Mich.B.J.356, at 357(1999).

（25）*See* 2 J.Martin,R.Dean & R.Webster, Mich.Ct.Rules Prac., Text2.203.1(5th ed.1999).

３　判例の概観

1963年の一般裁判所規則203第１項の必要的請求併合のルールの下における判例の動向及びその問題点等については、すでに別稿において詳細に検討したので[26]、本節では、まず第一に、1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項の必要的請求併合のルールのもとにおける判例の動向及び問題点（異議の規定の不機能とそれに伴う多数の訴訟の発生等）について検討した後、第二に1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項のもとにおける判例の動向について検討することにする。

１　1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項の下における判例の検討

（１）Holzemer v. Urbanski 事件[27]

William A.Urbanski（被相続人）は、その死の直前に、彼の遺産の多くが新たに創設された撤回可能信託に組み込まれるように、彼の遺産計画書を変更した。彼の息子である被告・上告人 William G. Urbanski と Jordan Urbanski が、その信託における大部分の財産の受益者として指定された。被相続人の娘である原告・被上告人 Monica Urbanski Holzemer もまたその信託の受益者とされたが、信託財産を構成する財産のほとんどについて受益者とは指定されなかった。被相続人は1995年３月３日に死亡し、３人の子を平等に扱う旨の遺言を残した。しかしながら、被相続人の遺産の大部分が遺言によってではなく、上述の信託により処理されたため、Holzemer に対して配分される遺産計画上の被相続人の財産の割合は、彼女の兄に対する割合よりもきわめて小さいものとなった。

1995年４月25日、被相続人の弁護士でありかつ人格代表者である、被告・上告人 David A.Nowicki は、ミシガン州 Lenawee 郡検認裁判所に対して、被相続人はその郡の住民であるとの主張に基づき「独立手続開始の申立書」を提出し、遺言の検認が行われるべきこと、及びその管理の権限が彼に認めら

（26）1963年のミシガン一般裁判所規則の下における判例の概観について、拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早稲田大学大学院法研論集36号147頁（1985年）、同「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（一）」国士舘法学19号141頁（1986年）を参照。

（27）*See* 86 Ohio St.3d129, 712N.E.2d 713(1999).

れるべきことを求めた。独立検認手続を申し立てることにより、Nowickiは、裁判所の監督または承認なしに人格代表者である彼が遺産管理を行うことができる、ミシガン州の制定法上の手続の利用を選択したこと・・・HolzemerがNowickiからミシガン検認手続に関する通知を受領したこと、及びその通知に対して、何らの応答もしなかったことは争いがない。1995年10月4日、Nowickiは、Lenawee郡検認裁判所に対して、独立検認手続の「終結書面」を提出し、遺産の管理が十分に行われたこと、及び「なんらの例外も存在しなかった」ことを指摘した。1995年11月6日、検認裁判所の登録官代理は、Nowickiが「遺産を十分に管理したと思われる」旨を示した「終結証明書」を発行した。

1996年3月4日、HolzemerはLucas郡民事裁判所に訴えを提起し、大要次のような主張を行った。すなわち、被相続人の死亡の直前に作成された信託書は、無効である、と。Holzemerはその訴状において次のように主張した。すなわち、被相続人の死亡の直前になされた変更が行われる前は、被相続人の遺産計画書は、本質的に三人の子を平等に扱っていたのである・・・。Holzemerは、遺産計画書の変更は、被相続人の判断能力の喪失、不当威圧、詐欺、錯誤及び強迫という状況下において行われた、と主張した。彼女の主張によれば、被告が、要するに彼女から被相続人の遺産の三分の一を受ける権利を剥奪した横領の責任を負うというものであった。Holzemerは、自らの利益のために被相続人の遺産の三分の一について擬制信託が成立することを求めるとともに、その他の救済を求めた。

この訴えに対して、被告は、却下の申立書及び意見書を提出して、終結したミシガン独立検認手続は、オハイオ州裁判所において十分な信頼と信用を受けることができると主張した。被告の主張によれば、オハイオ州事実審裁判所はHolzemerの請求について管轄権を有しない、なぜならば、もしHolzemerがミシガン州法により規定されている独立手続を裁判所の監督による手続に変更する機会を利用したとすれば、その請求はミシガン検認手続において提出することができたからである、というものであった。Holzemerは、その主張に対して、次のように反論した。すなわち、被告の却下の申立ては実際のところ「既判事項」の主張に基づくものであり、そのような主張は、訴訟上は却下の申立てにおいて主張することはできない、と。さらに、彼女は、以下のよう

に主張した。すなわち、彼女は、遺言書の条項を争っているのではなく、最初の信託を第二の信託に変更したことについての被相続人及び被告の行為の有効性を争っているのである、と。彼女は、遺言書に基づく遺産の配分を争ってはいないので、彼女の請求の定立を遮断されるべきではない、と主張した。第一審裁判所は、被告の却下の申立てを認容したため、原告が控訴したところ、控訴審は、一審判決を取り消し差し戻した。差戻審において、被告は、正式事実審理に基づかない判決の申立てを行い、既判事項の原則により Holzemer の請求は遮断される、なぜならばこれらの請求のすべてをミシガン検認手続において提起することができ、または提起すべきであったからである、と主張した。Holzemer は、次のように答弁した。すなわち、ミシガン検認裁判所の手続終結の証明書は「判決」ではなく、したがって既判事項の効果を有しえないのであり、また既判事項の原則により彼女の請求は遮断されないとの先の主張を繰り返した。1審裁判所は被告勝訴の正式事実審理に基づかない判決を言い渡した。

控訴審において、控訴裁判所は第1審裁判所の判決を取り消し、さらに審理させるため事件を差し戻して、次のように判示した。すなわち、終結したミシガン検認手続は、Holzemer の請求に対して既判事項の原則に基づく遮断効を生じさせなかった、と。本件は、裁量上訴の許可に基づき最高裁判所に係属し、オハイオ州最高裁の Resnick 裁判官は、次のように判示して上告を棄却した。

> 「・・・この点で、Holzemer の提起した訴訟の重要な側面、すなわちミシガン州法の考察に際して重要な側面を承認することが重要である。Holzemer は、遺言による遺産の配分を争っているのではない。そうではなく、彼女は、被相続人の死亡の直前に行われた信託の創設を争っているのである・・・。ミシガン州法は、それゆえ、本件における Holzemer の請求の内容は、遺言に対する異議において定立される請求とは基本的に異なっているものと扱っているのである。「既判事項」という専門用語によれば、ミシガン州における Holzemer の仮定的な訴訟は、終結した検認手続における請求とは異なる「請求、要求または訴訟原因」を含むのである。それゆえ、彼女の請求は、仮定的なミシガン州の訴訟において遮断されないであろう・・・。さらに、当裁判所は、Holzemer の請求は、ミシ

ガン検認手続において必要的反訴請求ではなかったとの控訴裁判所の判断に同意する。当裁判所は、Holzemer が、ミシガン検認手続において決して「当事者」とはされなかったこと、および Holzemer がその検認手続において自らに対して全く「請求」を定立されていなかったことを認定している。「反訴」とは、その定義上最初に訴えを提起された当事者によってのみ提起されうるものである・・・。さらに、たとえ当裁判所が、終結したミシガン検認手続において「被告の地位」にあったと仮定したとしても、彼女の請求は、依然として、当該手続において必要的反訴請求とはならなかったであろう[28]。ミシガン裁判所規則2.203条 (A) 項 (1) 号は、もし被告が相手方当事者に対して請求を定立したときは、同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求が必要的反訴請求となる、と規定する。必要的反訴に関するミシガン裁判所規則は、50州の中で特有の規定となっている・・・（ミシガン州は、連邦民訴規則13条 A 項と同様の必要的反訴の規定を有していない）。ミシガン裁判所規則2.203条（A）項（1）号によれば、「反訴は本来必要的なものではないが、もし反訴が提起されるならば、反訴請求を提起する者は、最初の訴訟と同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求を併合しなければならない」・・・（ミシガン州における反訴請求は、先に反訴が提起された場合にのみ必要的なものとなる）。Holzemer は、明らかにミシガン州検認手続において最初に反訴を提起しなかったので、彼女の請求はいずれも必要的反訴請求とはならなかったと解されうるのであり、たとえ、彼女が「被告」の地位にあったと考えうるとしても、彼女は、その請求を別訴により提起することができるのである・・・」[29]。

本件は、ミシガン州において最初に検認手続が提起され、その手続の終結後、本件原告が被告に対して被相続人の死亡の直前に行われた信託の無効を主張して自らの利益のために被相続人の遺産の三分の一について擬制信託が成立することを求めるとともに、その他の救済を求めた事案であり、最初の訴訟の

（28）*See* Michigan Court Rule2.203(B)(1999). ミシガン裁判所規則2.203(B) 項は、請求及び反訴の任意的併合を規定している。この点について、拙稿・前掲注18国士舘法学24号35頁以下、特に36頁を参照。

（29）*See supra* note 25, at718.

裁判が後の訴訟に対して既判事項となるか、また後訴を前訴において反訴として提起することが要求されたかどうかが争点となった。この点について、最高裁は、まず第1に、後訴の原告は前訴の検認手続では被告とされていなかったので、必要的反訴の問題は生じなかったと指摘した。第2に、仮に後訴原告が前訴において被告とされていたとしても、Holzemer は、遺言による遺産の配分を争っているのではなく、彼女は、被相続人の死亡の直前に行われた信託の創設を争っているので、既判事項の原則は適用されないと判示した。そして第3に、ミシガン裁判所規則2.203（B）項は任意的反訴のみを規定しており、必要的反訴の規定は存在しないので、反訴を提起するかどうか自体は訴答者の自由であるとされている。しかし、もし反訴が提起されるならば、反訴を提起した訴答者が相手方当事者に対してその反訴請求と同一の取引または事件から生じたその他の請求を有するときは、訴答者は規則2.203（A）項の必要的請求併合のルールに基づき、相手方が請求不併合に対する異議を申し立てることを条件としてそれらすべての請求を併合しなければならないのであり、その訴訟で併合されなかった請求に基づく後訴は排斥されることになる。最高裁は、本訴の原告は前訴で反訴を提起しなかったので、規則2.203（A）項の必要的請求併合のルールの適用はなく、本訴原告の提起した訴えは遮断されない、と判示した。

（2）Kelley v. Heppler 事件[30]

被告及び故人である John S.Yerington（Yerington）は、各自が Yerington 建設会社の株を50％ずつ保有していた。被告および Yerington は、彼らの所有する株に関する次のような制限的譲渡に関する合意を締結した。すなわち、その合意によれば、他者が自己の株を譲渡しようとするときは各自が先買権（第一優先権）を有するとするものであった。Yerington の死後、被告は、彼の株式を Yerington の孫である John G. Yerington 及び Michael Scott Yerington に譲渡する合意を締結した。Yerington に関する遺産の人格代表者として活動していた National Bank of Detroit(NBD) は、被告に対して、彼の遺産のために先買権を行使したい旨を通知した。孫らが、被告に対して、特定履行と株式

(30) *See* WL 3347916 (Mich.App.) (1997).

譲渡の禁止を求める訴えを提起した。孫らの訴訟は検認訴訟手続に移送され、NBD は、孫らに対して反訴を提起するとともに被告に対して交差請求を提起し、被告は不法に NBD の契約上の権利を侵害した、と主張した。被告は、検認裁判所において正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、裁判所は、その申立てを認め、NBD の反訴を棄却した。

その後、NBD がその権利を原告に譲渡し、原告が被告に対して第一審裁判所に訴えを提起し、被告が制限的譲渡契約に違反した、と主張した。被告は、正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、原告の訴えは検認訴訟手続における裁判により遮断されると主張した。第一審裁判所は、原告の訴えは既判力により遮断されるとの根拠に基づき、被告の申立てを認容した。当裁判所は原審を支持して、次のように判示した。

「・・・控訴審において、原告らは、既判事項の原則が適用されるべきではないとするいくつかの理由を主張している。これらの主張のすべてが妥当なものではない。既判事項の原則は、証拠または重要な事実が同一である場合は、同一当事者間での後訴を遮断する・・・。既判事項の原則が適用されるための要件は、（1）前訴が本案につき裁判されたこと、（2）前訴の裁判が終局的な裁判であったこと、（3）後訴で主張されている事項が、前訴で判断されまたは判断することができたものであること、及び（4）双方の訴訟が、同一の当事者または彼らの当事者的関係人（privies）を含むものであったことである・・・。本件では、既判事項の原則を適用するための上記の各要件が充足されている・・・。さらに、本件において提起された請求は検認手続において解決することができ、かつ解決されるべきものであった。ミシガン州は、「広い」既判事項の適用を採用したのであり、それは、実際に争われた問題だけではなく、同一の取引（事件）から生じた請求で、原告が提起することが出来たが提起されなかった請求をも遮断するのである（Jones v. State Farm Mutural Automobile Ins Co. 事件[31]）。二つの請求が同一の取引（事件）から生じたかどうか、及び既判事項の原則との関係で同一であるかを判断する基準とは、同一の事実または証拠が双方の訴訟の提起（追行）にとり重要であるかどうか、で

（31）*See* 202 Michi.App 393,401; 509NW2d829(1993).

ある。Id. 原告らは、本件と検認事件とは二つの異なる取引（事件）に基づくものである、と主張する。とりわけ、原告らは、1998年9月に被告が会社の株式をNBDに譲渡しなかったことは契約違反であり、1998年2月に被告が孫と契約を締結した行為は、契約上の権利に対する不法な侵害を生じさせる異なった事件を構成したのであり、それぞれが他方とは異なる別個のものであると主張する。原告らの主張は理由がない。双方の請求とも同一の事件から生じたのである。なぜなら、同一の事実及び証拠が、契約の違反と不法な侵害を理由とする請求の双方にとり重要だからである。それぞれの場合において、原告の主張は、被告が制限的譲渡合意に基づく先買権（第一優先権）を侵害したという主張に基づいている。既判事項の原則の分析との関係において、異なる事件は存在していない、というのは各場合において、合意にしたがった申出がなされた時に、被告は会社の株式の譲渡を拒否したからである。さらに原告は、契約違反の請求を検認手続において提起することはできなかった、なぜなら検認手続における請求は不法な侵害に基づくものであったと誤って主張している。しかしながら、救済のために主張された根拠の比較は、既判事項の原則のための適切な基準ではない・・・。最後に、原告らは、被告は既判事項の原則を主張することを妨げられる、なぜなら被告は請求の不併合に対して異議を申し立てなかったからである、と主張する。当裁判所は、この主張を採用できない。請求の併合を定めるMCR2.203（A）(2）は、「当規則は、コラテラル・エストッペルまたは単一の請求を異なる法的視点に基づき再訴することの禁止に対してなんらの影響も与えない」、と定める。本件は、まさにこの場合に該当するのである。原告らが、Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Ass'n of Grosse Pointe Woods事件[32]を根拠に挙げるのは誤っている。なぜなら、その事件は、引用された上記の規定を有しなかった旧規則を適用したものだからである。原告らの訴訟は既判事項の原則により遮断される・・・」。

本件では、本訴被告が前訴において原告として本訴原告に対して訴えを提起し、本訴原告が前訴被告として契約上の権利に対する不法な侵害を主張して反

(32) *See* 405 Mich. 607; 275 NW2d 499(1979).

訴を提起したが、当該反訴が棄却された後、本訴原告が、本訴被告に対して、被告が制限的譲渡契約に違反したとの契約違反を主張して本訴を提起した場合に、本件後訴が既判事項の原則により遮断されるかどうかが争われた。この点について、控訴審は、ミシガン州では広い既判事項の原則が採用されており、それは、実際に争われた問題だけではなく、同一の取引（事件）から生じた請求で、原告が提起することが出来たが提起されなかった請求をも遮断すると述べた上で、二つの請求が同一の取引（事件）から生じたかどうか、及び既判事項の原則との関係で同一であるかを判断する基準とは、同一の事実または証拠が双方の訴訟の提起（追行）にとり重要であるかどうか、であると指摘した。そして、本件では、同一の事実及び証拠が、契約の違反と不法な侵害を理由とする請求の双方にとり重要であるから、双方の請求が同一の事件から生じたと結論付けた。また、原告らは、前訴において被告が請求の不併合に対して異議を申し立てなかったので、既判事項の原則を主張することは妨げられるとの主張に対し、本件は、放棄のルールは、コラテラル・エストッペルまたは単一の請求について異なる法的視点（theories）に基づき再訴することの禁止に対してなんらの影響も与えないと定める規則2.203（A）(2）後段の規定に該当する場合であると述べ、本件には放棄のルールは適用されない旨判示した。本件では、同一の取引または事件から生じた数個の請求が存在したのではなく、一個の請求を基礎づける数個の法的視点のみが存在したものと判断して、放棄のルールの適用を否定したものと考えられる。

（3）Citizens Banking Company v. AMD Southfield Michigan Limited Partnership 事件[33]

1986年、AMD Southfield Michigan Limited Partnership（AMD）は、磁気共鳴断層撮影装置を、66か月の期間リースする契約を締結した。最終的に、当該リース物件は原告に譲渡された。1994年、原告は、AMD 及びそのパートナである Mobile 並びに Advanced Medical を被告として、動産引渡訴訟を提起した。原告の主張によれば、AMD は当該装置を占有する権利を有しない、なぜなら AMD は、1991年11月に当該リース契約の期間が満了して以降何らの支

(33) *See* WL 33344086 (Mich.App) (1997).

払いもしていないからである、というものであった。原告は、MCR3.105（H）(6）に従い、当該装置の公正な市場価格の支払いを求めた。当事者は、「拘束力のある判断」を求めて、公正な市場価格に関する争点を第1審裁判所に提出することに合意した。総額19万500ドル及び税金を加えた原告勝訴の判決が登録された。本件は1996年に開始され、原告がAMD、Mobile並びにAdvanced Medicalに対し、契約違反及び「確定勘定の未払い」を理由として訴えを提起した。訴状によれば、AMDは毎月のリース料の支払いをすべて行っていない、という主張がなされた。原告は、47万5千3ドル55セント、及び利息、費用並びに手数料の支払いを求めた。第1審裁判所は、原告の請求は既判事項の原則により遮断されるものと判示し、MCR2.116（C）(7）に基づき被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡したため、原告が控訴。控訴裁判所は、原判決を取り消して次のように判示した。

「控訴審において、原告は、第1審裁判所の裁判は取り消されるべきである、なぜなら被告は、前訴において契約違反に基づく請求の不併合に対して異議を申し立てなかったからである、と主張した。一般に、請求の不併合に対して異議を申し立てない被告は、後訴における訴訟原因分割禁止の抗弁の利用を放棄したものとされる。MCR2.203（A）(2）；Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Ass'n of Grosse Pointe Woods事件[34]。しかしながら、「本規則は、・・・単一の請求を異なる法的視点に基づき再訴することの禁止に対して何らの影響も与えない」。MCR2.203（A）(2）．それゆえ、本件における重要な審理の対象となるのは、原告が、異なる法的視点に基づいて同一の請求を提起することによって、不適切にその訴訟原因を分割したかどうかという点である。Eaton Co. Bd of Co Rd Comm'rs v. Schultz事件[35]。二つの訴訟が同一の請求を含むかどうかを判断するための基準とは、双方の訴訟において事実が同一であるかどうか、または同一の証拠が双方の訴訟を根拠づけるかどうか、である。Schwartz v. Flint事件[36]。本件では、双方の訴訟が1986年のリースを含んではいたが、原告の請求は、請求分割禁止の原則との関係では、同一では

(34）*See* 405 Mich. 607; 275 NW2d 499(1979).
(35）*See* 205Mich.App371,380-381,n.5; 521NW2d847(1994).
(36）*See* 187 Mich.App.191,194-195; 466NW2d357(1991).

なかった。前訴では、原告は、リース契約の期間満了後、引き続き当該機器を不法に占有し続けたと主張した。他方において、本件では、原告はAMDが、リース契約の期間中、要求された毎月の支払いのすべてを行わなかった、と主張している。それゆえ、前訴を根拠づけるために必要とされる事実及び証拠はリース期間満了後の期間を含んだのに対して、本件は期間満了前の期間を含んでいるのである・・・」。

本件では、前訴で勝訴した原告が本件後訴を提起した場合に、前訴において請求不併合に対する被告の異議がなされなかったにもかかわらず、本件後訴が既判事項の原則に抵触し許されないかどうかが問題となった。この問題については、次の三種の類型に分けて検討することができると思われる(37)。まず第1に、原告が被告に対して1個の請求のみを有し、これをそれぞれ異なる法的視点に基づいて前訴と後訴で主張する場合である。この場合は、規則2.203（A）項（2）号後段の規定により、被告の異議申立てがなされなくても、異なる法的視点に基づく後訴は遮断されることになる。第2に、原告が、同一の取引または事件から生じた数個の請求を有する場合である。この場合は、規則2.203（A）項（2）号前段の放棄の規定により、被告が前訴で原告の請求不併合に対して異議を申し立てないときは、必要的請求併合のルールは放棄され、前訴で併合されなかった請求に基づく原告の後訴は許されることになる。第3に、原告が異なる取引または事件から生じた数個の請求を有する場合である。この場合は、規則2.203（A）項の必要的請求併合のルールは適用されないので、前訴での被告の異議申立ての有無とは無関係に、当該請求に基づく原告の後訴は当然に許されることになる。控訴裁判所は、二つの訴訟が同一の請求を含むかどうかを判断するための基準とは、双方の訴訟において事実が同一であるかどうか、または同一の証拠が双方の訴訟を根拠づけるかどうかであることを前提として、本件では、双方の訴訟が1986年のリースを含んではいたが、前訴を根拠づけるために必要とされる事実及び証拠はリース期間満了後の期間を含んだのに対して、本件後訴は期間満了前の期間を含んでおり、原告の請求は、請求分割禁止の原則との関係では同一ではなかった、と結論付けた。したがって、裁

(37) *See* Meisenholder, *The New Michigan Pretorial Procedural Rules − Models for Other States* ? 61 Mich.L.Rev.1389,at1418(1963).

判所は、両請求は数個の請求であることを前提とした上で、これらの請求が同一の取引または事件から生じたが、被告の異議申立てがなされなかったために後訴は遮断されないとしたか、またはこれら数個の請求が異なる取引または事件から生じたために、被告の異議の申立てとは無関係に後訴は認められるとしたかのいずれかであると思われるが、本件判決からはそのいずれかは必ずしも明らかでないように思われる。

（4）Mack v. Farney 事件[38]

本件は、市の職員らが水道管の水漏れを修理中に、デトロイトで発生した1992年のガス爆発事故に由来する弁護過誤訴訟である。当時、原告は市の職員として爆発現場の地区で作業を行っていた。Damon Peoples は、爆発によって負傷した者のひとりであり、市および原告を含むその職員らに対して、Wayne 巡回裁判所に過失に基づく訴訟を提起した。市は、Plunkett & Cooney と委任契約を結び、Peoples 事件およびその他の爆発から生じた事件における市および職員らの弁護にあたらせた。Peoples 事件における原告及びその他の第三当事者原告らを代理して、Plunkett & Cooney は、Michigan Consolidated Gas Company に対して、M.C.L.§600.2925（a）・・・に基づく負担部分の支払いを求める訴えを提起した。Plunkett & Cooney は、Michigan Consolidated Gas Company が一定の「誤った掘削」（Miss Dig）に関する規定に従わなかった点に過失があったので、同 Company は、第三当事者原告らに対して Peoples が受け得る損害賠償額について責任を負う、と主張した。

Michigan Consolidated Gas Company は、その後、自らに対する請求について、合意に基づく却下を生じさせた。この却下の条項のうち関連した部分は、次のような内容を命じていた。すなわち、「デトロイト市、RICHARD MACK, ROBERT BROWN…らが Michigan Consolidated Gas Company に対して提起したすべての交差請求及び第三当事者請求は、不利益を伴う却下（＝棄却）とし、これらの当事者について何らの訴訟費用も弁護士費用も生じないものとする」、というものであった。記録上明確ではないが、このころ、原告は、Farney 弁護士を訴訟代理人に選任し、市に対して労災補償に基づく訴え

（38）*See* WL 33448480 (Mich.App.) (1999).

を提起した。原告はまた、明らかにMichigan Consolidated Gas Companyに対して身体上の損害の賠償を求める訴え提起の可能性についてFarney弁護士と協議した。1995年5月11日付けの書簡で、Farney弁護士は、原告に対して、Plunkett & Cooney がPeoples事件において合意した前訴での却下に関する既判事項の効果のため、彼はMichigan Consolidated Gas Companyに対して訴えを提起することはできない旨を伝えた。原告が、Michigan Consolidated Gas Companyに対して身体上の損害の賠償を求める訴えを提起することはなかった。

原告は、喪失したMichigan Consolidated Gas Companyに対する訴訟原因に基づいて、身体上の損害の賠償を求める本件弁護過誤訴訟を提起した。彼は、責任に関する二つの選択的な視点を主張している。すなわち、（1）Plunkett & Cooneyが、負担部分に関する請求ついて和解を行うという形で、原告の人損に関する訴えについて和解をしてしまったこと、または（2）もしPlunkett & Cooney が原告の後訴請求について和解を行っていなかったとすれば、Farney弁護士が、原告に対して、後訴請求について和解がなされたとの誤った助言を行った、というものであった。Farney弁護士とPlunkett & Cooneyの双方が、MCR2.116（C）(10）に基づく正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行ったのであるが、Plunkett & Cooneyの申立ては、もっぱら一部について正式事実審理に基づかない裁判を求めるものであった。なぜならその法律事務所は、自らに対する原告のその他の弁護過誤の主張については却下を求めなかったからである。下級審裁判所は、先の却下に基づく法律上の効果とは、原告が、既判事項の原則の効果により、人損を理由とする訴えを提起することを妨げられるということであると判断し、MCR2.203（A）(2）により、Michigan Consolidated Gas Companyが原告のその他の請求の不併合に異議を申し立てなかったことにより、既判事項の抗弁が放棄されるとの判断を行わなかった。その結果、裁判所は、Plunkett & Cooneyの一部について正式事実審理に基づかない裁判を求める申立てを却下し、Farney弁護士の正式事実審理に基づかない裁判申立てを認容したため、原告及び被告の双方が控訴。控訴裁判所は、双方の控訴を認容して、次のように判示した。

「・・・本件控訴は、負担部分に基づく請求を却下した裁判は、既判事項の効果を生じさせ、負担部分に関する第三当事者原告の第三当事者被告

に対する人損に基づく後訴請求を遮断するのか、それとも、第三当事者被告が同一の事件から生じた請求の不併合に対して異議を申し立てなかったことにより、前訴の判決は負担部分に関する請求のみを遮断し、人損に基づく請求を遮断しなかったのかどうかという問題を提起する。・・・ミシガン州は既判事項の原則を広く適用しており、前訴において現実に争われた請求だけではなく、原告が提起することができたが提起しなかった同一の取引（事件）から生じた請求をも遮断する・・・。同様に、必要的併合のルールは、「相手方当事者に対する請求を陳述する訴答においては、訴答者は、彼が訴答の送達の時点において相手方当事者に対して有する請求が、訴訟の対象とされる取引または事件から生じたものである時は、それらすべての請求を併合しなければならない」。MCR2.203（A）(1)。この裁判所規則は、判例法上の訴訟原因分割禁止の原則を明文化したものであり、既判事項の原則と同様の一般的な政策的考慮に基づくものである・・・。裁判所規則が既判事項の原則を包摂しまたは緩和する限度において、当規則が適用されなければならない。前掲 Rogers 事件[39]。

それゆえ、当裁判所は、Michigan Consolidated Gas Company に対して第三当事者求償の訴えを提起した原告が、必要的併合のルールに基づきかつ彼に対する既判事項の原則の広い適用を防ぐため、人損に基づく損害賠償を求める請求を併合することを要求されたかどうかを判断しなければならない。この分析におけるもっとも重要な点とは、原告の人損に基づく請求が、MCR2.203において必要的な請求かそれとも任意的な請求か、という点である。・・・必要的請求とは、その訴訟の対象である取引または事件から生じたものである一方、任意的請求とは、訴答者が相手方当事者に対して有する請求であり、その訴訟において独立した請求または選択的な請求として併合されるものである。MCR2.203（A）(1)；MCR2.203（B）。当裁判所は、先に、「それらの訴訟は、そのそれぞれが他の訴訟を生じさせるような同一の出来事から生じた場合にのみ、同一の取引または事件から生じた。例えば、脱線した電車の多くの乗客により

(39) *See* Rogers v Colonial Federal Savings & Loan Ass'n of Grosse Pointe Woods,405 Mich. 607; 275 NW2d 499(1979).

別個に提起された数個の訴訟は、一つの取引または事件から生じた」、と判示した・・・。より最近、当裁判所は、Jones 事件[40]（401頁）において、二つの請求が同一の取引（事件）から生じ、かつ既判事項の原則との関係で同一であるかどうかを判断するための基準とは、「同一の事実または証拠が、二つの訴訟の追行にとり重要である（essential）かどうかである」、と判示した。救済のため主張された根拠が同一であるかどうかが基準となるのではない。・・・原告の負担部分に基づく訴え及び彼の人損に基づく訴えにおける救済のために主張された根拠は、明らかに同一ではない。しかしながら、同一の事実及び証拠が、二つの訴訟の追行にとり重要である（essential）。双方の訴訟が、同一の事件すなわち1992年のガス爆発事故から生じたのであり、また双方の訴訟とも、原告が、その事件での Michigan Consolidated Gas Company の過失に関する同一の事実または証拠を提出することを求められたであろう。とりわけ、負担部分に基づく訴えにおいては、原告は、Gas Company の過失を根拠として Peoples が受けることのできる損害賠償額について、Gas Company が原告に対して責任を負うことの立証を求められた。同様に、人損に基づく請求を立証するためには、原告は、Gas Company の過失が主たる原因で生じた損害に対して、Gas Company が原告に対して責任を負うことの立証を求められたであろう。要約すれば、裁判所は、人損に基づく訴訟の最も重要な争点である Gas Company の行為に過失があったかどうかを判断することを求められたであろう。それゆえ、二つの請求は、同一の取引または事件から生じたのである。ひとたび原告が、Gas Company に対して負担部分に基づく第三当事者請求を提起するならば、彼は身体に対する損害の賠償を求める請求を併合することを要求されるのである。・・・したがって、原告は、必要的併合のルールに従わなかったのであり、また Gas Company は、原告の提起した人損に基づく訴えにおいて既判事項の抗弁を利用することができたであろうと思われる。なぜなら、人損に基づく請求は、負担部分に基づく請求とともに併合されるべきであったからである。しか

（40）*See* Jones v.State Farm Mut. Automobile Ins. Co.202Mich.App.393, 401 ; 509 NW 2d 829 (1993).

しながら、当裁判所の審理はこれで終了するものではない。なぜなら、Plunkett & Cooney は、選択的に、原告が併合を必要とされるその他の請求、すなわち人損に基づく請求を併合しなかったことに Gas Company が異議を申し立てなかったことに鑑みると、Gas Company は、後訴において併合のルールの要件を放棄したのであり、既判事項の原則の適用はなく後訴は遮断されない、と主張するからである。・・・上述のように、必要的併合に適用される裁判所規則 MCR2.203（A）(1）は、訴答者が相手方当事者に対して有する各「請求」を提起するか、その請求を喪失することを要求している。MCR2.203（A）(2）は、第1項に対する例外を定める。この例外規定によれば、「併合を求められる請求を併合しないこと」に対して異議を申し立てないことにより、前訴の被告は、後訴において必要的併合のルールの要件を放棄したものと定められている。したがって、前訴判決は、前訴において当事者により現実に争われた請求のみを吸合（遮断）するものとされ、「同一の取引（事件）から生じたすべての請求で、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起されなかった請求」を遮断するものとはされないのである。・・・下級審は、ある当事者が、相手方当事者がその他の請求を併合しないことに対して、異議を申し立てることを要求されるとの判断を行わなかった。しかしながら、この裁判所の立場は誤っている。なぜなら、規則の平易な文言が、まさにこの行為を要求しているからである。「原告が請求を併合しないことに対して異議を述べない被告は、その他の請求に基づく後訴において、訴訟原因分割の抗弁の利用を放棄した」ことは明らかだからである。Jones, 前掲403頁。一般に、Hughes v. Medical Ancillary Svcs Inc. 事件[41]。それゆえ、Gas Company が、そのような異議を申し立てなかったとすれば、Gas Company が既判事項の抗弁を放棄したとする Plunkett & Cooney の主張は正当である。・・・原告が同一の取引（事件）から生じた請求を併合しなかったことに対して Gas Company が異議を申し立てなかったことは、前訴判決が負担部分に基づく請求のみを遮断し、人損に基づく請求を遮断しなかったことを意味する。・・・したがって、当裁判所は、下級

(41) *See* 88 Mich.App 395; 277 NW2d 335 (1979).

審が正式事実審理に基づかない一部判決を求める Plunkett & Cooney の申立てを却下したのは誤りであると判断する。当裁判所はまた、下級審が MCR2.116（C）(10）に基づき正式事実審理に基づかない裁判を求める Farney の申立てを認容したのは誤りであると判断する。なぜなら、原告は Gas Company に対して「いかなる理由にせよ」訴えを提起することはできないであろうという、原告に対する彼の助言は、Gas Company が既判事項の抗弁を放棄した場合には、誤っていたからである・・・」。

本件は、デトロイトで発生したガス爆発事故で被害者から訴えられた前訴の被告（本訴原告）が、第三当事者原告として、ガス会社を第三当事者被告として求償を求める第三当事者請求訴訟[42]を提起したところ、第三当事者請求について合意に基づく不利益を伴う却下（棄却）がなされた。その後、本訴原告（前訴第三当事者請求原告）が、ガス会社（前訴第三当事者請求被告）に対して、人損に基づく後訴を提起した場合に、後訴請求が前訴請求と同一の取引または事件から生じたものとして、必要的請求併合のルールによりこれらの両請求を前訴において併合することを要求されるかどうか、またその結果前訴で併合されなかった請求は遮断されるかどうかが問題となった。この点について、まず第一に、控訴裁判所は、二つの請求が同一の取引（事件）から生じ、かつ既判事項の原則との関係で同一であるかどうかを判断するための基準とは、「同一の事実または証拠が、二つの訴訟の追行にとり重要である (essential) かどうかである」、と指摘した。その上で、原告の負担部分に基づく訴えと彼の人損に基づく訴えにおける救済のために主張された根拠は明らかに同一ではないが、両訴訟が、同一の事件すなわち1992年のガス爆発事故から生じたのであり、また両訴訟とも、原告が、その事件でのガス会社の過失に関する同一の事実または証拠を提出することを求められたので、同一の事実及び証拠が、両訴訟の追行にとり重要である、と指摘した。それゆえ、両請求は、同一の取引または事件から生じたのであり、ひとたび原告が、ガス会社に対して負担部分

(42) 第三当事者訴訟（Third-party practice）とは、被告が、訴求された権利義務に関連して第三者が自分に対して責任を負っていると主張して、その第三者を新たな被告として元来の訴訟に引き込むことをいう。Impleader（被告の引込み；引込訴訟）ともいう。田中英夫編『英米法時点』427頁（東大出版会、1991年）を参照。

に基づく第三当事者請求を提起するならば、彼は身体に対する損害の賠償を求める請求を併合することを要求されるのである、と判示した。第二に、原告が必要的請求併合のルールに基づき前訴において人損に基づく請求を求償請求と併合して提起すべきであった場合に、原告が前訴において人損に基づく請求を併合しなかったことに対して、被告ガス会社が異議を申し立てなかったときは、規則2.203（A）項（2）号により必要的併合のルールは放棄され、既判事項の原則の適用はなく、人損に基づく後訴は遮断されない、と判示した。以上の検討から、本件は原告が被告に対して同一の取引または事件から生じた数個の請求を有していたと考えられる事例であり、原告が必要的請求併合のルールに基づきこれらすべての請求を前訴において併合して提起すべきであったにも拘わらず併合しなかった場合に、被告が前訴において当該請求の不併合に対して異議を申し立てなかったときは、必要的併合のルールは放棄され、前訴において併合されなかった請求に基づく後訴は遮断されない、との結論を採ったものと考えられる。

（5）Iyi v. City of Warren 事件[43]

本件では、原告は、Macomb 郡 Warren 市、及び数名の警察官並びに代理官を被告として、拘留中の虐待を主張して、二つの別個の訴訟を提起した。最初の訴えは、数名のジョン・ドウ被告を摘示し、かつ州法上の訴訟原因を主張していた。正式事実審理に基づかない裁判を求める申立てが係属中に、原告は同一の行為に基づいて本件訴えを提起したが、連邦憲法違反を根拠とする42USC1983上の請求を主張した。係属中の正式事実審理に基づかない裁判を求める申立てが認容され、かつ第2の訴訟が、MCR2.116（C）(7）に基づき既判事項を根拠として却下されたため、原告が権利としての控訴を提起した。控訴裁判所は、原告の控訴を棄却して、次のように判示した。

「・・・既判事項の原則は、同一の当事者がある請求について十分な訴訟追行を行い終局判決が言い渡される場合、その請求についての再訴を遮断する。既判事項の原則の適用のための要件は、次の通りである。すなわち、（1）前訴が本案につき判断されたこと、（2）後訴において争われて

(43) *See* WL 33521047 (Mich.App.) (2000).

いる事項が、前訴において解決されまたは解決することができたものであること、及び（3）双方の訴訟が、同一の当事者または当事者的関係人（privies）を含んだこと、である・・・。原告は、最初の訴訟が依然として係属中であったという事実が、既判事項の原則の適用を妨げるという彼の主張を根拠づける何らの先例も示さなかった。後訴における答弁書の提出の前に前訴が（不利益を伴い）却下されたときは、被告が必要的併合を放棄したと認定する何らの根拠も存在しない。その時点において効力を有した放棄の規定は、コラテラル・エストッペルまたは単一の請求に関する再訴（の禁止）には、何らの影響も及ぼさないのである。MCR2.203（A）(2)。原告は、既判事項の原則は、個々の被告には適用されるべきではない、なぜなら、前訴で摘示されたジョン・ドウ被告は、本件訴訟では摘示されていなかった、と主張する・・・。個々の被告は前訴では摘示されていなかった一方で、その訴状は明らかに彼らの行為に基づいていたし、後訴は、同一の事実に基づく同一の請求について再訴することを求めたのである。これらの状況の下では、個々人が双方の訴訟に関わっている政府機関の使用人であるときは、自らに対する請求を排斥するため、コラテラル・エストッペルを防御的に主張することができる・・・」。

本件では、原告が州法上の訴訟原因に基づく前訴を提起し、その訴訟の係属中に連邦法違反を訴訟原因に基づく後訴を提起した後に、後訴につき原告が答弁書を提出する前に前訴について不利益を伴う却下（棄却）判決が言い渡されたため、原審は、後訴は既判事項の原則により遮断されると判示し、控訴裁判所もこれを支持した。この事件では、原告は単一の請求を基礎づける数個の法的視点を有し、それぞれの法的視点に基づき前訴及び後訴を提起したのであり、したがって、このような後訴については、規則2.203（A）項（1）号の定める必要的請求併合のルールの放棄の規定の適用はなく、既判事項の原則により遮断されるものと解されたものと考えられる。

（6）Harmon v. City of Detroit 事件[44]

本件訴訟の全体に関与している原告は、地域経済開発部（CEDD）において

（44）*See* WL 716793 (Mich.App.) (2001).

被告 Detroit 市のために働いていた。1994年に、被告市長は、CEDD と市開発部とを統合することを提案した。原告の地位は、これらの部の統合の一部として廃止された。その後、原告は、統合された部内のより低いランクの地位およびかなり減額された俸給を提供され、しぶしぶ承諾した。後に、彼女は、公務員規則上の権利に基づいて苦情申立てを行った。彼女の苦情申立ては行政手続において審理され、公務員委員会による不利な採決の後、原告は、Wayne 巡回裁判所に対して、監督的統制を求める訴訟として苦情申立てを内容とする訴えを提起した。

監督的統制を求める訴訟が係属中に、原告は、Wayne 巡回裁判所に対して、人種、性別並びに年齢に基づく差別、およびミシガン州並びに合衆国憲法の違反を主張して本件訴訟を提起した。監督的統制を求める訴訟および本件訴訟の双方とも、原告の職場上の地位の廃止、その後の降格、および被告がその部署の内外において、原告が資格があると主張する地位に原告を昇進させなかったことから生じた。1997年10月16日、被告は、MCR2.116（C）(10）に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを根拠づける意見書を提出して、重要な事実に関する真正な争点が存在しない旨主張した。その意見書において、被告は、原告が MCR2.203（A）(1）に基づき必要とされる請求の併合を行わなかったという争点を提起した。被告は、監督的統制を求める訴訟における判決が、原告の第２の訴訟において提起された請求を吸合（遮断）することを求めた。1997年12月17日、監督的統制を求める訴訟は正式事実審理に基づかないで裁判され、その際、長文の意見の中で、裁判官は、同様の主張に注目した。事実審裁判官は、その事件において、その判決が、本件控訴審の対象となっている別訴における救済を遮断するかどうかは（未解決の）問題である、とみていた。しかしながら、裁判官は、MCR2.116（C）(10）に基づく被告の申立てを認容するに当たり、必然的に委員会の事実認定を裁判に取り入れた。委員会は、先に原告の降格は適切であり、市の公務員規則に合致しており、かつ昇進が不適切な理由に基づいて行われたことを示す何らの証拠も存在しない、と認定していた。

1998年11月20日、事実審裁判官は、本件において、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。その裁判において、裁判所は、1997年12月17日の裁判に基づき、原告は彼女の差別を根拠とする請求についての重要な事実を証明することができず、正式事実審理に基づかない裁判は適法であること

を指摘した。裁判所は、さらに、既判事項の原則が本件請求を遮断し、かつ1997年12月17日の裁判以後に生じた原告のその他の請求を遮断するであろう、と指摘した。原告は、この下級審の裁判に対して、控訴を提起した。控訴裁判所は、既判事項の原則が本件請求を遮断するとした原審を支持して、次のように判示した。

「・・・当裁判所は、再度、遮断効の原則の適用を審査する。なぜなら、それは法律上の問題を提示するからである・・・。既判事項の原則は、その訴訟において極めて重要な証拠または事実が、前訴において重要とされた証拠または事実と同一である場合に、同一当事者間における後訴を遮断する・・・。ミシガン州は、広い既判事項の原則を採用しており、現実に争われた請求だけではなく、同一の取引（事件）から生じた請求であり、合理的な注意を払った当事者であれば提起することができたが提起しなかった請求をも遮断する・・・。この原則は、以下の要件を充足することを必要とする。すなわち、（1）前訴が本案について判断されたものであること、（2）前訴の裁判が終局的な裁判であること、（3）本訴において争われた事項が、前訴において解決されまたは解決することができたものであること、及び（4）双方の訴訟において、同一の当事者またはその privies が関与したこと、である・・・。原告は、最初に、被告らは既判事項の原則を利用することはできない、なぜなら、被告らは、監督的統制を求める訴訟において、原告がその請求を併合しなかったことに対して異議を申し立てなかったからである、と主張する。原告は、MCR2.203(A)(2) によれば、被告らは、後訴において既判事項の抗弁を保持するためには、原告がその請求を併合しなかったことに対して異議を申し立てることを求められる、と論じる。しかしながら、原告の主張は、記録上支持することができない。監督的統制を求める訴訟において被告が行った正式事実審理に基づかいない申立てを根拠づける1997年10月16日付の意見書において、被告は、以下のように述べた。すなわち、『さらに、原告は、巧みに原告の降格から生じた第２の訴訟を提起し、その中で、彼女は、Elliott-Larsen Civil Rights Act、及び合衆国憲法並びにミシガン州憲法の違反を主張している。原告の第２の訴訟は、併合を必要とする請求を併合しないものとして、MCR 2.203（A）(1）に違反している。それゆえ、MCR 2.203

(A)(2) により、本訴において言い渡された判決は、原告の第2の訴訟において提起された請求を遮断するのである』、と・・・。MCR 2.203（A）(2) の平易な文言によれば、被告は、「訴答、申立て、または審理前協議において」、すべての請求を併合していないということを問題として提起することができる。さらに、被告は、本規則の下で積極的に原告の請求が併合されるよう求めることを要求されるものではない。むしろ、「同一の取引または事件から生じた訴答者が相手方当事者に対して有するすべての請求を併合すること」は、原告の責任なのである。MCR 2.203（A）。被告の義務とは、「訴答、申立て、または審理前協議において」、もっぱら請求を併合しないことに対して異議を申し立てることなのである。MCR 2.203（A）(2)。それゆえ、当裁判所は、被告市側は原告がその請求を併合しなかったことに対して適切に異議を申し立てたので、被告は既判事項の抗弁を放棄しなかった、と判断する」。

本件では、 裁判所は、まず第一に、既判事項の原則（必要的請求併合のルール）は、後訴において極めて重要とされる証拠または事実が、前訴において重要とされた証拠または事実と同一である場合に、同一当事者間における後訴を遮断する、との判断基準を示したうえで、原告の監督的統制を求める前訴請求と、人種、性別並びに年齢に基づく差別、およびミシガン州並びに合衆国憲法の違反を主張して原告が提起した本件後訴請求は、いずれも原告の職場上の地位の廃止、その後の降格、および被告がその部署の内外において、原告が資格があると主張する地位に原告を昇進させなかったことから生じた、と認定した。その上で、第二に、原告の監督的統制を求める前訴において、被告が、人種、性別並びに年齢に基づく差別、およびミシガン州並びに合衆国憲法の違反を根拠とする本件後訴請求が併合されていない旨異議の申立てを行ったことを認定し、原告の提起した本件後訴請求は、必要的請求併合のルールに基づき遮断される、と判示して、原審の判断を支持した。

以上の検討から、本件は原告が被告に対して同一の取引または事件から生じた数個の請求を有していたと考えられる事例であり、原告が必要的請求併合のルールに基づきこれらすべての請求を前訴において併合して提起すべきであったにも拘わらず併合しなかった場合に、被告が前訴において当該請求の不併合に対して異議の申立てを行ったため、規則2.203（A）項（1）号の必要的請求

併合のルールに基づき、前訴において併合されなかった請求に基づく後訴は遮断される、との結論を採ったものと考えられる。

（7）Emmet Land Co. v. Harbor Springs Real Estate Corp. 事件[45]

本件は、２筆の不動産の購入を目的としたHSREC会社の設立に関連した、Richard LambertとLeighとの間の合併事業との関係で巡回裁判所に提起された二つの訴訟のうちの第二の訴訟である。LambertとLeighとの間において紛争が生じた後、彼らは次のような合意に基づき業務上の関係を終了させたのであるが、その合意の一部によれば、Lambertは、HSRECから５万ドルのコンサルティング料の支払いを受ける旨の合意を得、それはHSRECの単独の株主となる予定であったLeighにより人的に保証された、と主張した。Lambertが HSRECに対して提起した第１の訴訟において、事実審裁判所は、1997年の非陪審審理の後、HSRECは５万ドルのコンサルティング料を支払うべき有効な契約上の義務を負ったと認定したが、Lambertが当事者適格を欠くことを理由に訴えを却下した。この却下の裁判に対する控訴審手続が当裁判所に係属中、原告が、Lambertの債権譲受人として、被告らに対してEmmet巡回裁判所において本訴を提起し、５万ドルのコンサルティング料の支払いおよびLambertの最初の訴訟の根拠となったのと同一の契約上の取引から生じたその他の救済を請求した。1999年５月28日、当裁判所は、Lambertが最初の訴訟において当事者適格を欠くとした事実審裁判所の裁判を取り消し、彼の契約違反に基づく請求についてLambert勝訴の判決を登録し、失われたコンサルティング料及び訴訟費用並びに弁護士費用を求めるLambertの請求についての本案判決をするよう差し戻した。本件は、第１の訴訟を審理した同一の事実審裁判官に配点された。その後、被告らは、既判事項とコラテラルエストッペルの原則に基づき、MCR2.116（C）(7）による却下を申し立てた・・・。

1999年12月21日、事実審裁判所は、被告らに対する本件訴訟を却下する裁判を登録したため、原告が控訴。控訴裁判所は、被告HSRECについては控訴を棄却し、被告Leighについては、さらに審理を行わせるため、原判決を取り消し差し戻して、次のように判示した。

（45）*See* WL57389(Mich.App.) (2002).

「・・・控訴審において、原告は次のように主張する。すなわち、譲渡人であるLambertが彼のHSRECに対する訴訟においてLeighを併合しなかったことにより、Leighに対して債務の支払いを求める原告の本訴は遮断されると判示した事実審裁判所の判断は誤りである、と・・・。Leighに関する（対する）原告の請求を審理するに当たり、当裁判所は、事実審裁判所がLeighに関する訴えを却下した際に適用した法規を確認していないと考える。却下の根拠を前提とした場合、当裁判所は、一審の裁判がMCR2.116（C）(7）をその基礎としたものと扱う・・・。Leighに関する訴えの却下が適法であるかどうかを判断する前に、当裁判所は、原告及び譲渡人Lambertが提起した二つの訴訟と関連した事実関係について、適用することのできる法原則を確定しなければならない。1審裁判所は、その裁判の法的根拠を示さなかったので、当裁判所は、適法な結論が導かれているかどうかを判断するため、控訴審での裁判所規則と既判事項の原則に関する当事者の主張を検討する。当裁判所は、MCR2.203が、Leighに関する訴えを却下した1審裁判所の裁判を根拠づけるものとする被告ら双方の主張を採用しない。MCR2.203は、原告が、HSRECが負う債務の保証人としてのLeighに対して訴えを提起する法的資格には適用されない。なぜなら、Leighは、Lambertの提起した訴訟では当事者とされていなかったからである。必要的または任意的当事者併合に関して適用される裁判所規則は、MCR2.205及びMCR2.206である[46]。Lambertの提起した第1の訴訟ではLeighの併合は必要的なものとはされなかったので、当裁判所は、Leighに関する1審裁判所の裁判が正当なものかどうかを判断することとの関係で、重要な法律上の争点とは、被告らの共同の却下の申立ての根拠とされている一般的な既判事項の原則である、と判断する・・・。それゆえ、重要な問題は、HSRECが負う債務の保証人としてのLeighが、LambertのHSRECに対する前訴との関係において、HSRECとprivity[47]の関係にあったかどうかである・・・。本件において、HSRECが負う債

(46) MCR2.205は必要的当事者併合のルールを規定し、MCR2.206は任意的当事者併合のルールを規定する。

(47) Privityとは、当事者と同視できる関係にある者をさす。浅香吉幹『アメリカ民事手続法』〔第2版〕152頁（東大出版会、2008年）。

務の保証人としてのLeighの責任は、LambertのHSRECに対する前訴において争われるべきであったとも主張しうる。しかしながら、保証人としてのLeighの権利は、HSRECのものとは区別されるのである。連帯保証契約のような保証契約は、特別な契約類型である・・・。「他人の債務に関する人的保証は、そのような意思が明確に表示される場合にのみ成立しうる」・・・。保証人としてのLeighの権利はLambertのHSRECに対する訴訟では判断されておらず、かつ個人的な権利を含むものであることを前提とすれば、当裁判所は、法律問題として、既判事項の原則は、原告のLeighに対する後訴を遮断しなかったとする一般原則の適用があると判示する・・・。端的に表現すれば、保証人としての資格にあったLeighは、HSRECとはprivityとの関係に立たなかったのである。それゆえ、1審裁判所が、Lambertの譲受人としての原告のLeighに対する請求は「再度争うことはできない」との判断に基づいて却下を命じた限りにおいて、当裁判所は、却下の裁判を取り消すものとする・・・」。

本件では、原告である債権者が、本件契約における主債務者を被告としてその履行請求を求める前訴で勝訴した後に、再度原告（債権譲受人）が、当該主債務者及び連帯保証人を被告として当該債務の支払いを求める後訴を提起した場合に、後訴における連帯保証人に対する請求が、必要的請求併合のルール及び既判事項の原則により遮断されるかどうかが問題となった。この点について、まず第一に、裁判所は、裁判所規則2.203（A）項（1）号の必要的請求併合のルールは、その訴訟の原告が被告に対して同一の取引または事件から生じた数個の請求を有する場合について適用されるルールであり、これに対して原告がその訴訟で当事者とされていない者に対する請求をその訴訟において併合しなければならないかまたは併合することができるかどうかは、裁判所規則2.205及び裁判所規則2.206の定める必要的当事者併合のルール及び任意的当事者併合のルールの問題であり(48)、規則2.203（A）項（1）号の必要的請求併合のルールは適用されない、と判示した。第二に、前訴で当事者とされていなかった連帯保証人が、前訴の当事者的関係人（privity）として前訴判決の既判

(48) ミシガン裁判所規則における必要的当事者併合のルールについては、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（四）」国士舘法学26号73頁以下（1994年）を参照。

力の拡張を受ける者であるかどうかについて、裁判所は、保証人との権利関係は前訴では判断されておらず、かつ個人的な権利を含むものであることを前提として、保証人は、既判力の拡張を受ける当事者的関係人には該当しない、と判示した。この点は、わが国においても、連帯保証人に対する前訴判決の判決効の第三者に対する拡張（反射的効力）の問題として論じられているが、本件では前訴で債権者が勝訴しており、連帯保証人には前訴で主債務の存否について攻防を尽くす手続保障の機会が与えられていなかったので、連帯保証人に対する不利な判決効の拡張は正当化されないものと思われる[49]。

（8）Perrien v Garr Tool 事件[50]

原告 Perrien は、被告 Garr Tool と雇用関係にある間に、被告が原告の業務を妨害したこと等を根拠とする前訴を提起したが、その訴訟の終結後に、雇用関係の終了後における被告による詐欺的調査と個人記録の不正使用に基づく後訴を提起した。1審は、原告が Gratiot 郡裁判所における前訴において本件請求を併合しなかったこと、及び既判事項の原則に基づき、被告の正式事実審理に基づかない申立てを認容したため、原告が控訴。被告 Garr Tool は交差控訴を提起し、裁判所が開示に基づく制裁として弁護士費用の支払いを命じた裁判に対して控訴。控訴裁判所は、正式事実審理に基づかない申立てを認容した原審の裁判を取り消し、かつ開示に基づく制裁として弁護士費用の支払いを命じた裁判に対する控訴を棄却して、次のように判示した。

> 「・・・原告は、既判事項の原則と必要的併合のルールは本件において主張されている訴訟原因には適用されない、なぜなら、それらは Gratiot 郡裁判所の訴訟において提起された請求とは別個かつ異なるものだからである、と主張する。当裁判所は、この見解を支持する・・・Gratiot 郡裁判所における訴訟が提起された時点において、MCR2.203（A）(1）は、以下のように規定していた（1999年の改正法である MCR2.203（A）は、規則のこの部分を変更していない）・・・したがって、必要的請求併合の

(49) わが国の民事訴訟における反射効理論の問題について、高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕748頁（有斐閣、2013年）、新堂・民訴法〔第5版〕736頁以下を参照。

(50) *See* WL 31941032(Mich.App.)(2002).

ルールが適用されるためには、次のような二つの要件を充足することが必要である。すなわち、訴答者はある請求を有していなければならないことと、もしその請求が、「同一の取引または事件」から生じたときは、彼はその請求を併合しなければならない、ということである。１審裁判所は、以下のように結論づけた。すなわち、原告はそれらの請求を併合することを要求された、なぜなら、原告がGratiot郡裁判所の訴訟において、関連する開示の申立てを行った時に、彼はその請求が同一の事件（取引）から生じたと主張したからであり、また、原告は、前訴の訴訟の係属中、可能性のある請求の存在を認識したからであり、またTahvonen裁判官の命令は、請求の併合について６か月の期間を設定したからである、と。しかしながら、当裁判所は、基礎となる訴答の時点では原告の訴訟原因は発生していなかったので、第１の要件は充足されておらず、またそれは同一の取引または事件から生じたものではなかった、と判断する。原告の通話記録が詐欺的に獲得されていたという可能性を調査する原告の要求は、最初の請求及び反訴が提起された後、すなわち開示手続の過程においてなされた。したがって、その請求を最初の訴状において主張することはできなかった、なぜなら、すべての要件が明らかになっているわけではなかったからである・・・。訴訟原因は、原告がその訴訟原因の存在を発見しまたは合理的に発見すべきものとされるときまで、発生しないのである・・・。裁判所はまた、Tahvonen裁判官のスケデューリング命令を誤って解釈した。その命令は、原告が訴えを変更して特定の請求を追加することを要求するものではなかったのである。むしろ、それは、当事者は、その日以後は請求を併合できないという期間の最大限を定めたものであった。原告の新たな請求はまだ発生していなかったので、原告は、それらの請求を併合することはできなかったのである。第２に、１審裁判所が、その請求は「同一の取引または事件」から生じたと結論付けた点は、誤りであった。交差請求であれ反訴請求であれ、通常、訴答により提起される争点が、裁判のために提出された主題についての重要な指針となる・・・。本件において原告の訴訟原因を生じさせた事件（取引）とは、その主張によればGarr Toolとの雇用関係が終了した後の詐欺的な監視と個人記録の不正使用であった。これは、Gratiot郡の訴訟の前提となる請求とは全く異なっ

ていた。というのは、その事件では、原告は、Garr Tool と雇用関係にある間における違反行為が、彼の「秘密の営業」とともに、その訴訟の根拠を形作ったからである・・・。1審裁判所の裁判の一部は、同一の当事者間で同一の訴訟原因を再度争うことを妨げるという遮断（bar）の原則に基づいている・・・。しかしながら、原告は、同一の訴訟原因を再度争ったのではなかった。つまり、監視における違反行為または原告個人の記録の不正使用に関するいかなる判断も、Gratiot 郡の訴訟の結果と（その結果がどのようなものであれ）矛盾しないであろう。訴訟の主題における明確な相違（業務妨害と詐欺的調査）及び各請求が生じた時点（雇用関係継続中と1996年の調査）を前提とすれば、当裁判所は、当該請求は併合することを要求されなかったと判断する。なぜなら、それらは、「同一の取引または事件」から生じたものではなかったからである・・・。両請求は、同一の事実または証拠により根拠づけられなかった・・・」。

本件では、裁判所は、必要的請求併合のルールが適用される前提として、①原告が被告に対して、ある特定の請求を有していたこと、及び②その請求が、前訴におけると同一の取引または事件から生じたこと、を充足することを必要とすると指摘した。その上で、①の要件については、後訴請求を基礎づける通話記録の詐欺的な利用の可能性についての原告の調査の申立ては、前訴及び反訴が提起された後、開示手続において初めてなされ、その時点ではなおすべての要件が明らかになっておらず、原告の新たな請求はまだ発生していなかったので、原告はそれらの請求を併合することはできなかったと指摘した。また、②の要件については、前訴は被告 Garr Tool と雇用関係にある間における違反行為がその訴訟の前提となったのに対して、本訴は雇用契約終了後の詐欺的調査と個人記録の不正使用がその前提となったのであり、両請求は全く異なっており、同一の事実または証拠により根拠づけられず、それらは同一の取引または事件から生じたものではなかった、と結論付けた。以上の検討から、裁判所は、本件では、原告は必要的請求併合のルールの前提となる数個の請求を有しておらず、また原告が仮に数個の請求を有するとしても、それらは同一の取引または事件から生じたものではないと判断して、後訴の提起を肯定したものと考えられる。

〔次号に続く〕。